

訪問看護サービス 重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようとしている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

- (1) 事業所名称 : 株式会社 Smile Lab.
- (2) 代表者氏名 : 代表取締役 赤石 裕樹
- (3) 事業所在地 : 兵庫県川西市西多田 2-2-8 三栄ビル 3 階
- (4) 法人設立年月日 : 令和 2 年 6 月 19 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

- (1) 事業所名称 : 訪問看護ステーション スマイルラボ川西
- (2) 管理者 : 青木 多恵
- (3) 事業所所在地 : 兵庫県川西市西多田 2-2-8 三栄ビル 3 階
- (4) 連絡先 : 電話 072-744-7105 Fax072-744-7055
- (5) 事業所開設日 : 令和 3 年 2 月 1 日
- (6) 事業実施地域 : 川西市、川辺郡猪名川町、伊丹市、宝塚市、池田市、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町

3 事業の目的及び運営の方針

(1)目的

主治医より訪問看護が必要と判断された利用者に対し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的に訪問看護サービスを提供します。

(2)方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護サービスを 24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努めます。利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療、福祉などの関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービスを提供できるよう尽力します。

4 事業所の営業日及び営業時間

営業日　：月曜日～金曜日

営業時間：8：20～17：20

休業日　：土曜日、日曜日、年末年始(12/30～1/3)

5 事業所の職員体制

管理者　　：青木　多恵

看護職員　：3名　《常勤職員2名、うち1名は管理者兼務、非常勤職員1名》

理学療法士：4名　《常勤職員1名、非常勤職員3名》

6 訪問看護サービスの内容

- (1) 身体状況や病状の観察と療養指導
- (2) 栄養、清潔、排泄などの日常生活の援助
- (3) 機能訓練などのリハビリテーション
- (4) 褥瘡の予防、処置
- (5) 認知症の方の看護とご家族への相談・支援
- (6) ターミナルケア
- (7) 介護相談、指導、精神的支援などご家族への支援
- (8) 福祉用具や住宅改修のアドバイス
- (9) 医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理(主治医の指示がある場合)
- (10) 精神科領域に関わる訪問看護業務

7 訪問看護の提供について

- (1) 訪問回数は1日1回、週3回までのご利用が可能です。
(ご病気や状態により、複数の訪問看護ステーションの利用や複数回の訪問、週4回以上の訪問が可能な場合もあります。)
- (2) ご自宅への訪問となります。病院・関連機関への訪問看護は原則実施していません。
- (3) 訪問地域以外に居住の方の退院調整や、退院後の状態や生活が安定する期間なども地域の訪問看護ステーションと連携して訪問させていただきます。
- (4) 緊急時や長時間訪問が必要な場合には対応させていただきますが、希望に添えない場合もあることをご了承ください。
- (5) 訪問車両での送迎は実施していません。

8 サービス利用料及び利用者負担金

別紙に記載しておりますのでご確認ください。利用者負担金については1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法でお支払いください。

- ① 口座引き落とし：サービスを利用した月の翌月の26日(祝休日の場合は直後の

平日) にあなたが指定する口座より引き落とします。

- ② 銀行振込：サービスを利用した月の翌月の 26 日（祝休日の場合は直後の平日）までに指定する口座にお振込みください。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合等必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行い、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行います。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 身分証携行義務

職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者の家族から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示します。

12 衛生管理等

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

13 職員の禁止行為

職員はサービスの提供に当たり、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は、家族の金銭、貯金通帳、証書、書類等の預かり。
- (2) 利用者又は、家族からの金銭、物品、飲食の授受。
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供。
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食。
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は、第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- (6) その他利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

14 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先だって、保険証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの書類に変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (2) やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いします。

15 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の庇護、虐待防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：青木 多恵
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 介護相談員を受け入れます。
- (5) 事業者の使用する者(以下「従業員」という)に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (6) サービス提供中に、当事業所従業員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告します。

16 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- (1) 事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守り、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) またこの秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持することを、従業員との雇用契約の内容とします。

17 個人情報の保護について

- (1) 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもののほか、電磁的記録も含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、ま

た処分の際にも第三者への情報の流出を防止するものとします。

- (3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は、利用者の負担となります。)

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・管理者は職員に事実関係の確認を行う。
- ・相談担当者は、把握した状況を職員とともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者へ連絡調整を行うとともに、利用者には必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

(2) 苦情申立の窓口

【事業所の窓口】	所在地	川西市西多田2-2-8 三栄ビル3階
訪問看護ステーション	電話番号	072-744-7105
スマイルラボ川西	Fax	072-744-7055
	受付時間	平日8:30~17:30
	担当者	青木 多恵
【公的団体の窓口】	所在地	神戸市中央区三宮町1-9-1-1801
兵庫県国民健康保険	電話番号	078-322-5617
団体連合会	Fax	078-332-5650

19 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先：072-744-7105
- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日連絡なしで看護師等が訪問した場合は、通常料金の1割額を徴収させていただく場合があります。ただし、利用者の容態の急変など緊急時や、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

20 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

- (1) 看護師等は、介護保険の制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養の世

話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務（洗濯、掃除など）をすることはできませんので、ご了承ください。

- (2) 看護師等に対し暴言、暴力行為があり、改善が困難と判断した場合、サービスを中止させて頂く事もあります。